

海岸地区まちぢから協議会 設立趣意書

(新たな地域コミュニティの取り組みを進める社会的背景)

海岸地区は、海に面した地域性からマリンスポーツ文化が根付き、明治中期以降の別荘地としての歴史を背景に、市内にとどまらず、多くの人から閑静な住宅地として人気を集めている。そのような中、海岸地区は13の自治会を中心に、福祉、青少年育成、防災、環境保全といった様々な分野で多くの団体が活動し、地域生活を支えてきた。

しかし、情報化社会の発展やそれに伴う生活様式の変化により、地域にとらわれない大きな範囲でのつながりが可能となり、コミュニティの基盤となる地域への関心、連帯感が薄れてきている。また、各団体の取り組みも専門性が高く、地域課題に対し個別に対応する状況となっている。一方で、高齢者や子どもの見守りなど、地域全体で協力して取り組まなければならない事柄は増加傾向にあり、従来自治会が中心となり担ってきた、あらゆる世代がつながり支え合うまちづくりを継続、発展させていくためには、地域住民や地域で活動する各種団体が積極的に連携し、協力していく必要性が高まっている。

(茅ヶ崎市の取り組み経緯)

このような状況下、茅ヶ崎市では平成22年4月1日に施行した茅ヶ崎市自治基本条例において、自治の基本理念を規定(第4条)するとともに、第25条・第26条において、コミュニティや協働について規定をし、コミュニティ活動の尊重や市民と市との協働についての考えを示した。

この自治基本条例の理念に基づき、地域住民が地域の課題について話し合い、課題解決の方法を決め、地域のニーズに合ったサービスを展開する。こうした地域のまちづくりに活かそうと、市が提案したものが新たな地域コミュニティの取り組みである。

【茅ヶ崎市自治基本条例抜粋】

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 茅ヶ崎市における自治とは、主権を有する市民の総意と責任に基づき推進されること。
- (2) 茅ヶ崎市における自治とは、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
- (3) 茅ヶ崎市における自治とは、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

(コミュニティ)

第25条 市民及び市は、公益の増進に取り組むコミュニティ(市民により自主的に形成された集団又はつながりをいう。以下同じ。)が地域の自治の担い手であることを認識し、その活動を尊重しなければならない。